

「9・11以降の国際的寄付税制」

東京大学教授
増井良啓

2001年9月11日、ニューヨーク世界貿易センターに、ハイジャックされた航空機が突っ込んだ。アル・カイダの資金源を突き止めようとする人々は、慈善寄付金がテロリストに流れているのではないかと疑いはじめた。しばらくすると、浄財であるはずのものが殺人目的に流用されたという記事が、メディアをにぎわすようになった。たとえば、2003年3月15日のエコノミスト誌によると、ブルックリンのモスクで集めた資金をアル・カイダに渡したとして、イエメンの僧侶が摘発された。また、チェチェン人がロシア人と戦い、ボスニア人イスラム教徒がセルビア人と戦うための援助資金を、シカゴの慈善基金が提供していたという。

世界観の多様性と思想信条の自由は当然の前提であるが、人を殺すための資金提供に弁解の余地はない。ましてや、所得税制のうえで各種控除を与えることは、もってのほかである。こうして、9・11以降、国際的な慈善寄付に対して、租税政策の風向きは厳しいものになってきた感がある。

しかし、議論の方向は、必ずしもそれだけではない。米国のある論文は、むしろこのような状況にあつてこそ、米国政府はグローバルな慈善寄付を促進する租税政策を展開すべきだと主張している。世界規模で貧困を絶ち、社会改革をすすめるために、より多くの市民・会社・非営利組織が参画できるよう税制が後押しすべきだというのである。この論文は、メディアが伝える濫用例のみに着目するのは、一面的であるという。たとえば、2002年10月に連邦議会

は法律を制定し、指定テロリスト組織に対する慈善寄付につき個人が所得税の上で控除を行うことを禁止した。しかし、そのような寄付はそもそも税制上控除の要件を充たさないのであつて、新しい立法は不必要であつたと論じている。このような認識にたち、この論文は、米国の現行寄付金税制が国際的慈善寄付の妨げとなつている点をアンケート調査によって洗い出し、いくつかの改革案を提示している。

この論文については、非営利組織のガバナンスについて楽観的すぎないか、個人の善意を政府の外交・軍事活動と並置してよいか、といった疑問もある。だが、濫用事例に眼を奪われて大局を見失ってはならないという警鐘を、素直に受け取るべきであろう。

(この文章はもともと、2004年冬学期「租税法」の授業のために2004年8月に用意したものです。)

[参考文献とサイト]

- 1) *Terrorist Finance: The iceberg beneath the charity*, THE ECONOMIST, March 15th 67(2003).
- 2) Nina J. Crimm, *Through a Post-September 11 Looking Glass: Assessing the Roles of Federal Tax Laws and Tax Policies Applicable to Global Philanthropy by Private Foundations and Their Donors*, 23 VIRGINIA TAX REVIEW 1 (2003).
- 3) The National Commission on Terrorist Attacks Upon the United States (<http://www.9-11commission.gov/>, 2007年8月25日最終検索。)
- 4) Financial Action Task Force on Money Laundering (<http://www1.oecd.org/fatf>, 2007年8月25日最終検索。)
- 5) 増井良啓「外国NPOへの寄付と寄付金控除」税務事例研究72号35頁(2003)。

(ますい・よしひろ)